

## 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書

イノシシの生息域は拡大の一途を辿っており、宮城県内においても当初丸森町が生息域の北限と言われていましたが、現在では県北部までに広がっています。これらイノシシの生息域の拡大に伴い、農作物等に深刻な打撃を与えていることは周知の通りです。また、イノシシの駆除頭数の増により、駆除したイノシシを埋設するための労働力不足及び環境悪化も懸念されている状況であります。

この様な状況に対して平成20年10月に宮城県が策定した、現在第二期を迎えている「宮城県イノシシ保護管理計画」を受け、当町においても「山元町鳥獣被害防止計画」を策定し、鳥獣被害対策に対する補助金の交付や鳥獣被害対策実施隊を設置するなど対策を講じておりますが、イノシシ個体数の更なる削減、農産物被害軽減及び人的被害防止を実現するよう、以下の事項を求めるものです。

### 記

#### 1. 宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金の増額について

年々増加するイノシシの個体数に対して、捕獲数も大幅に増加しておりますが、狩猟免許取得者及びわなの絶対数を増加させなければ効果的且つ切れ目のない対策が困難であるため、狩猟免許取得促進と捕獲機材購入費のための予算増額等の拡充を求めるものです。

#### 2. 隣接自治体間及び各猟友会等の有機的な広域連携の制度化について

増加著しいイノシシの個体数を削減するためには、隣接自治体間及び各猟友会等が有機的に広域連携し対策を講じることが大きな効果をもたらすと思料されることから、自治体間の猟友会が密な情報交換を行い、有機的な連携を取ることの出来る制度の創設と、必要な予算措置を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月15日

宮城県山元町議会  
議長 阿部 均

宮城県知事 村井 嘉浩 殿